

BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型) (愛称)ウインドミル1年

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

●主として、ベアリング・ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
<マザーファンドの投資方針>

- 主として、世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とするマザーファンドの受益証券に投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- 運用にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。
 - 世界の投資適格格付けの公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の長期的な成長を目指します。投資適格の格付けを得ていない場合でも、委託者が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行うことがあります。
 - 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を機動的に行います。
 - 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
 - 公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。
- 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
- マザーファンドの運用の管理および執行をベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)へ委託します。

2.主要投資対象

●世界の投資適格格付けの公社債を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外国為替の予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

4.ベンチマーク

●ありません

5.信託設定日

●2013年10月21日

6.信託期間

●2023年11月10日まで(2013年10月21日設定)
投資者(受益者)に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

7.償還条項

●ファンドの受益権の残存口数が20億口を下回るとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認められたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には繰上償還を行う場合があります。

8.決算日

●毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

●ファンドの日々の純資産総額に対し年1.595%(税抜1.45%)の率を乗じて得た金額とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

内訳:運用管理費用(信託報酬)の配分

支払先	純資産総額	内訳(年率)
委託会社	100億円未満の部分	0.70%
	100億円以上200億円未満の部分	0.60%
	200億円以上の部分	0.50%
販売会社	100億円未満の部分	0.70%
	100億円以上200億円未満の部分	0.80%
	200億円以上の部分	0.90%
受託会社	100億円未満の部分	0.05%
	100億円以上200億円未満の部分	0.05%
	200億円以上の部分	0.05%

※ 表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※ 委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドにかかる運用の管理および執行の委託先であるベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)への委託報酬(年率0.490%以内)が含まれます。

10.信託報酬以外のコスト

監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。

※監査費用を除くこれらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11.お申込単位

●1円以上1円単位
※年1回決算時に配分方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12.お申込価額

●お申込み日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

●ありません

14.ご解約価額

●お申込み日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

●ありません(マザーファンドにおいてもありません。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合)には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型) (愛称)ウインドミル1年

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

●年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
※ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※ 収益分配金は自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

●ロンドンの銀行休業日にはお申込みできません。(なお、お申込み可能日であっても、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断した時は受益権の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。)

18.課税関係

●確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

●基準価額は、後述の「基準価額の主な変動要因等」により、下落する場合があります。したがって、ご投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、また、運用により信託財産に生じた損益はすべてご投資者の皆様へ帰属します。

20.セーフティーネットの有無

●投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

21.持分の計算方法

●基準価額×保有口数
※基準価額が10,000口あたりで表示されている場合には10,000で除してください。

22.委託会社

●ベアリングス・ジャパン株式会社
(信託財産の運用指図等を行います)
金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
※マザーファンドの運用の管理および執行をベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)へ委託します。

23.受託会社

●株式会社りそな銀行

24.基準価額の主な変動要因等

●当ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。ただし、基準価額の変動要因は、これらに限定されるものではありません。

【公社債市場リスク(金利変動リスク)】

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

【為替変動リスク】

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

【流動性リスク】

市場環境が急激に変化した場合や、保有有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、一時的に保有有価証券の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で売却できない、または取引量が限られてしまう場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

【信用リスク】

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

【解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク】

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

【ファミリーファンド方式にかかるリスク】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

【その他のリスク】

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等価動のある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。